

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1723号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）		
へき地学校級別区分			へき地学校級別区分		
所在地	学 校	級別区分	所在地	学 校	級別区分
(略)	(略)	1級地	(略)	(略)	1級地
新発田市	赤谷小学校		新発田市	赤谷小学校	
			<u>小千谷市</u>	<u>川井小学校</u>	
				<u>真人小学校</u>	
十日町市	(略)		十日町市	(略)	
	松里小学校			松里小学校	
				<u>浦田小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
上越市	(略)		上越市	(略)	
	大島小学校			大島小学校	
				<u>桑取小学校</u>	
佐渡市	(略)		佐渡市	(略)	
	(略)			金井小学校	
	金井小学校			<u>金井吉井小学校</u>	
				(略)	
	畑野小学校			畑野小学校	
	真野小学校			<u>後山小学校</u>	
				真野小学校	
	<u>両津中学校</u>			<u>東中学校</u>	
	(略)			<u>南中学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
南魚沼市	(略)		南魚沼市	(略)	
	(略)			中之島小学校	
	中之島小学校		<u>胎内市</u>	<u>大長谷小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
佐渡市		2級地	佐渡市	<u>浦川小学校</u>	2級地
	前浜小学校			前浜小学校	
	(略)			(略)	
	金泉小学校			金泉小学校	
				<u>小倉小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
				(略)	
佐渡市	(略)	3級地	佐渡市	(略)	3級地
	赤泊小学校			赤泊小学校	
				<u>川茂小学校</u>	

(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)		

(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)		

別表第2 (第2条関係)

準へき地学校

所在地	学 校
(略)	(略)
小千谷市	東山小学校 南小学校
(略)	(略)
糸魚川市	南能生小学校
(略)	(略)

別表第2 (第2条関係)

準へき地学校

所在地	学 校
(略)	(略)
小千谷市	岩沢小学校 東山小学校
(略)	(略)
糸魚川市	今井小学校 南能生小学校
(略)	(略)

別表第3 (第3条関係)

特別地学校

所在地	学 校
(略)	(略)
妙高市	妙高中学校
(略)	(略)

別表第3 (第3条関係)

特別地学校

所在地	学 校
(略)	(略)
妙高市	妙高中学校
胎内市	鼓岡小学校
(略)	(略)

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。